

# 日蓮聖人における罪認識の一考察

——法華經における罪の概念と日蓮聖人——

宮 淵 泰 存

## はじめに

日蓮聖人の修行論は、『観心本尊抄』の受持譲与段①に説かれる如く、妙法五字の受持である②。これは、信という自己投棄の立場に立った時に、自己に絶対者として対峙する久遠実成の积尊が、我等の「五字の受持」に即して事具されるといふことである。

しかし、このような「受持」といふ語に特色づけられる「信から行へ」の過程は、人がその信に至るまでの自己投棄が重要な契機になるといえる。もともと「信」とは、自己の罪深いことを知り、救いを求めて放浪している者が、初めて邂逅することができた救済者から自己の放棄を迫られ、「南無」と絶対帰依する状態である③。

このような自己投棄の状態において初めて、「妙法五字の受持」の意義があるといえよう。故に私は、久遠仏への信、即ち自己投棄に至るまでの自己の罪の認識、人間の罪の認識を重視したい。これが深ければ、三徳具備の积尊への信が強く、积尊事具という同化に際しての行、及び积尊自身の常住の表現としての我等の行が強いものになると考えられるからである。罪認識は、信及び行を深める一つの大きな要素といふことができるのである。

—

日蓮聖人の罪認識を考察する前に、「罪」とは何かを規定しておかねばならない。『宗教学辞典』（東京大学出版会）によると、罪とは「一般に規範にそむく行為」④

と定義づけられ、内容的には「(1)法律に違反する行為(犯罪)、(2)道徳的規範に反する行為(罪惡)、(3)宗教的戒律にそむく行為(罪業)」(5)の三つに區別される。普通、罪の意識というものは、我々にとっては法律・道徳に反する行為をした時に感じられるものである。しかし良心が研澄とぎすされ鋭くなると、内面的な、心の奥底に潜む傲慢さ(権力・知識・徳の傲慢)が罪として浮び上り、強烈に感じられるようになる(6)。この罪が人間にとって不可避のどうしようもない行為であると自覚されるに至ると、もはや立つ瀬が無くなる。キェルケゴールは、『不安の概念』の中で「個人は罪に対する不安によって罪を生む：(中略)：個人は責めあるものとなる不安ではなくて、責めあるものとみなされるという不安のなかで責めあるものになる」(7)と言っているが、これは罪の極致を示した言葉とみることができ。罪をこのように内面的に考えてくると、脱却や救いは必然的に宗教の世界に持ち込まれる。人間の救いが、絶対者の前における懺悔滅罪にしか残されていないからである。

『宗教学辞典』では、仏教における罪は次のように述べられている。即ち、罪とは法(ダルマ)にそむく行為或は戒律に反する行為で、未来に苦をまねく悪行であり

内容的には性罪・遮罪の二罪、五逆罪(害父母・害阿羅漢・出仏身血・破和合僧・誹謗正法)、十惡(殺生・偷盜・邪淫・妄語・兩舌・惡口・綺語・貪欲・瞋恚・邪見)等であると(8)。ここでいう十惡は、法律及び道徳で惡とみなされるものと特に異なるものではない。但、妄語・兩舌・惡口・綺語等というように、やや口業に関する規定が多いと感じられるだけである。しかし、この十惡業道は十戒と表現されると意味が異なるようである。それは「十戒」の場合は、十戒の対象としている諸惡から解脱するという意味になるからである。仏教の戒律にはこのように諸惡から解脱して、修行者を涅槃に導く力がある。『俱舍論』では、ここに仏教倫理の特色を認めているということである(9)。

『望月仏教大辞典』では、罪とは「法性の理に違ひ、又は禁戒に触れたる行為にして、即ち苦報を感ずべき惡業」(10)であるといひ、諸經論疏を引用して解説されている。即ち『大毘婆沙論』第一一六では、罪には業・煩惱・惡行の三種があり、業(身・口・意の三業)の中では意業の惡、一切煩惱の中では邪見、一切惡行の中では破僧罪が大罪であると示されている。又『瑜伽師地論』第九九では、罪には性罪・遮罪の二種があり、性罪は其

の性不善にして自他を損惱する悪行であるとし、遮罪は  
仏所制の禁戒を犯すことであると示されている。

日蓮聖人は、『一代聖教大意』の中で、爾前經におけ  
る罪と戒を引業と称して次のように示されている。

法華已前之經のおきては上品之十惡、地獄之引業、中品  
之十惡、餓鬼引業、下品之十惡は畜生之引業、五常、修羅之  
引業、三婦五戒、人引業、三婦十善、六欲天引業也。有漏、坐  
禪、色界無色界引業、五戒・八戒・十戒・十善戒・二  
百五十戒・五百戒之上、苦空無常無我之觀、声聞・緣覺  
之引業。五戒・八戒・乃至三聚淨戒之上、六度四弘之  
菩提心、發菩薩也、仏界の引業也。(定六九頁)

この『一代聖教大意』では、天台教学の立場に立つて  
爾前經では十界を説いても十界の因果互具を明さないか  
ら成仏できないと述べられる。これらの爾前經での罪・  
破戒は、その後の聖人独自の教学において、どのように  
扱われるのであろうか、これもこの小論の興味とする所  
である。

以上、法律・道徳・仏教に関する罪の一般的見解をみて  
きた。以下、このような罪概念を基盤に、日蓮聖人にお  
ける罪認識を考察することにする。

## 二

日蓮聖人は、『開目抄』で「經文に我が身普合せり」

(定五六〇頁) 或は、「仏法の鏡は過去の業因を現す」  
(定六〇二頁) 等と述べられるように、常に仏法を、殊  
に法華經を自己の鏡とされていた。これは、『涅槃經』  
の「依法不依人」の文を重視された(註)聖人にとって当  
然のことであつたかもしれない。ここでは日蓮聖人の罪  
認識の検討に先立って、法華經における罪の概念及び聖  
人の引用とを、兼ね合せて考察したい。

什訳『妙法蓮華經』には、次に示すように、三十余箇  
所に「罪」の用語が見受けられる。以下順に考察してい  
くので参照されたい。

方便品

1 此輩罪根深重及増上慢。未レ得謂レ得。未レ証謂レ証。  
有レ如レ此失一。是レ以不レ住。

譬喻品

2 若人不レ信。毀レ謗此經。則断一切。世間、仏種。或  
復憚覺。而懷三疑惑。汝当レ聽レ説。此人罪報。

3 此人罪報。汝今復聽。

4 断二仏種一故。受二斯罪報一。

5 謗二斯經一故。獲レ罪如レ是。

6 謗<sup>スルカノ</sup>三<sup>ニ</sup>斯<sup>ス</sup>經<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup> 獲<sup>ル</sup>罪<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>，

7 如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>ノ</sup>罪<sup>ニ</sup> 橫<sup>ニ</sup>羅<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>殃<sup>一</sup>，

8 如<sup>キ</sup>レ<sup>ス</sup>罪<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup> 永<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>仏<sup>ト</sup> 衆<sup>ノ</sup>聖<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>王<sup>ヲ</sup>， 說<sup>ク</sup>法<sup>ヲ</sup>教<sup>ヲ</sup>化<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>，

9 如<sup>キ</sup>レ<sup>ス</sup>罪<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup> 常<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>難<sup>ク</sup>處<sup>ニ</sup> 狂<sup>ニ</sup>聾<sup>ニ</sup>心<sup>ノ</sup>亂<sup>ニ</sup> 永<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>聞<sup>レ</sup>法<sup>ヲ</sup>，

10 謗<sup>スルカノ</sup>三<sup>ニ</sup>斯<sup>ス</sup>經<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup> 獲<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>，

11 謗<sup>スルカノ</sup>三<sup>ニ</sup>斯<sup>ス</sup>經<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup> 獲<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>，

12 告<sup>シ</sup>， 舍<sup>テ</sup>利<sup>ヲ</sup>弗<sup>レ</sup> 謗<sup>セン</sup>三<sup>ニ</sup>斯<sup>ス</sup>經<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup> 若<sup>シ</sup>說<sup>ク</sup>其<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 窮<sup>ム</sup>劫<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>尺<sup>ヲ</sup>，

信解品

13 于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>窮<sup>ム</sup>子<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>念<sup>ヲ</sup>。 無<sup>ク</sup>罪<sup>ト</sup>而<sup>シテ</sup>被<sup>ル</sup>三<sup>ニ</sup>因<sup>ト</sup>執<sup>ル</sup>一<sup>ニ</sup>此<sup>レ</sup>必<sup>ズ</sup>定<sup>ム</sup>死<sup>ス</sup>。

化城喻品

14 罪<sup>ノ</sup>業<sup>ノ</sup>因<sup>ニ</sup>緣<sup>ト</sup>故<sup>ニ</sup> 失<sup>ヒ</sup>三<sup>ニ</sup>業<sup>ト</sup>及<sup>テ</sup>業<sup>ト</sup>想<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 住<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>邪<sup>ノ</sup>見<sup>ノ</sup>法<sup>ニ</sup>，

不<sup>レ</sup>識<sup>ク</sup>善<sup>ノ</sup>儀<sup>ト</sup>則<sup>チ</sup> 不<sup>レ</sup>蒙<sup>リ</sup>三<sup>ニ</sup>仏<sup>ト</sup>所<sup>レ</sup>化<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup> 常<sup>ニ</sup>墮<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>惡<sup>ノ</sup>道<sup>ニ</sup>，

法師品

15 若<sup>シ</sup>有<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>惡<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>善<sup>ノ</sup>心<sup>ト</sup> 於<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>劫<sup>中</sup>一<sup>ニ</sup>現<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>仏<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>。 常<sup>ニ</sup>毀<sup>ニ</sup>罵<sup>ニ</sup>仏<sup>ト</sup>其<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>尚<sup>ク</sup>輕<sup>ク</sup>。

16 若<sup>シ</sup>人<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>惡<sup>ノ</sup>言<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>。 毀<sup>テ</sup>皆<sup>ク</sup>在<sup>リ</sup>家<sup>ニ</sup>出<sup>テ</sup>家<sup>ニ</sup>， 誦<sup>スル</sup>法<sup>ヲ</sup>華<sup>ヲ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ト</sup>上<sup>ニ</sup>。

其<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>甚<sup>ク</sup>重<sup>ク</sup>。

17 若<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>劫<sup>中</sup>一<sup>ニ</sup> 常<sup>ニ</sup>懷<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>善<sup>ノ</sup>心<sup>ト</sup> 作<sup>シ</sup>色<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>罵<sup>ラ</sup>仏<sup>ト</sup>，

獲<sup>ル</sup>三<sup>ニ</sup>無<sup>量</sup>重<sup>ノ</sup>罪<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>，

18 其<sup>レ</sup>有<sup>ク</sup>下<sup>ニ</sup>誦<sup>シ</sup>誦<sup>シ</sup>持<sup>シ</sup>三<sup>ニ</sup> 是<sup>レ</sup>法<sup>ヲ</sup>華<sup>ヲ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ト</sup>上<sup>ニ</sup> 須<sup>ク</sup>與<sup>テ</sup>加<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>惡<sup>ノ</sup>言<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>， 其<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>復<sup>シ</sup>過<sup>シ</sup>彼<sup>ト</sup>。

提婆品

19 深<sup>ク</sup>達<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>罪<sup>ト</sup>福<sup>ト</sup>相<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 遍<sup>ク</sup>照<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>十<sup>ニ</sup>方<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup> 微<sup>ク</sup>妙<sup>ク</sup>淨<sup>ク</sup>法<sup>ヲ</sup>身<sup>ト</sup>，

具<sup>レ</sup>相<sup>ト</sup>三<sup>ニ</sup>十<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup> 以<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>八<sup>ニ</sup>十<sup>ニ</sup>種<sup>ト</sup>好<sup>ク</sup>一<sup>ニ</sup> 用<sup>テ</sup>莊<sup>シ</sup>敵<sup>ニ</sup>法<sup>ヲ</sup>身<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>，

涌出品

20 然<sup>レ</sup>諸<sup>ノ</sup>新<sup>ニ</sup>發<sup>シ</sup>意<sup>ヲ</sup>善<sup>ノ</sup>薩<sup>ヲ</sup>。 於<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>仏<sup>ト</sup>滅<sup>テ</sup>後<sup>ニ</sup>。 若<sup>シ</sup>聞<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>語<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 或<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>三<sup>ニ</sup>信<sup>ス</sup>受<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>。 而<sup>シテ</sup>起<sup>シ</sup>三<sup>ニ</sup>破<sup>テ</sup>法<sup>ヲ</sup>罪<sup>ト</sup>業<sup>ト</sup>因<sup>ニ</sup>緣<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>。

壽量品

21 諸<sup>ノ</sup>善<sup>ノ</sup>男<sup>子</sup>。 於<sup>テ</sup>意<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>何<sup>ト</sup>。 頗<sup>ク</sup>有<sup>ク</sup>人<sup>ト</sup>能<sup>ク</sup>說<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>比<sup>ニ</sup>良<sup>ノ</sup>医<sup>ノ</sup>虛<sup>ノ</sup>妄<sup>ノ</sup>罪<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>。

不也世尊。

22 我<sup>カ</sup>淨<sup>ク</sup>土<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>毀<sup>ス</sup> 而<sup>シテ</sup>衆<sup>ト</sup>見<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>燒<sup>ケ</sup>尽<sup>ス</sup> 憂<sup>ニ</sup>怖<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>苦<sup>ヲ</sup>惱<sup>ヲ</sup>，

如<sup>キ</sup>是<sup>レ</sup>悉<sup>ク</sup>充<sup>テ</sup>滿<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup> 是<sup>レ</sup>諸<sup>ノ</sup>罪<sup>ト</sup>衆<sup>ト</sup>生<sup>ト</sup> 以<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>惡<sup>ノ</sup>業<sup>ト</sup>因<sup>ニ</sup>緣<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>，

過<sup>シ</sup>三<sup>ニ</sup>阿<sup>ノ</sup>僧<sup>ト</sup>祇<sup>ト</sup>劫<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 不<sup>レ</sup>聞<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>寶<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>，

不輕品

23 若<sup>シ</sup>比<sup>シ</sup>丘<sup>ノ</sup>比<sup>シ</sup>丘<sup>ノ</sup>尼<sup>ノ</sup>優<sup>ク</sup>婆<sup>ヲ</sup>塞<sup>テ</sup>優<sup>ク</sup>婆<sup>ヲ</sup>夷<sup>ト</sup>。 持<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>法<sup>ヲ</sup>華<sup>ヲ</sup>經<sup>ヲ</sup>者<sup>ト</sup>。 若<sup>シ</sup>有<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>惡<sup>ノ</sup>口<sup>ト</sup>罵<sup>リ</sup>詈<sup>シ</sup>誹<sup>シ</sup>謗<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>。 獲<sup>ル</sup>三<sup>ニ</sup>大<sup>ノ</sup>罪<sup>ト</sup>報<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>。 如<sup>シ</sup>三<sup>ニ</sup>向<sup>テ</sup>所<sup>レ</sup>說<sup>ク</sup>。

其<sup>レ</sup>罪<sup>ト</sup>甚<sup>ク</sup>重<sup>ク</sup>。

若<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>劫<sup>中</sup>一<sup>ニ</sup> 常<sup>ニ</sup>懷<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>善<sup>ノ</sup>心<sup>ト</sup> 作<sup>シ</sup>色<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>罵<sup>ラ</sup>仏<sup>ト</sup>，

獲<sup>ル</sup>三<sup>ニ</sup>無<sup>量</sup>重<sup>ノ</sup>罪<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>，

24 得大勢。彼時四衆比丘比丘尼優婆塞優婆夷。以三瞋

恚意輕三賤我之故。二百億劫常不值仏不聞法。

不見僧。千劫於阿鼻地獄受三大苦惱。畢是罪一

已。復遇三常不輕菩薩教化阿耨多羅三藐三菩提。

25 其罪畢已。臨命終時。得聞此經。六根清淨。

神通力故。增益壽命。復為諸人。廣說是經。

諸著法衆。皆蒙菩薩教化成就。令住弘道。

### 普門品

26 設復有レ人。若有レ罪若無レ罪。杻械枷鎖檢繫其

27 身。稱觀世音菩薩名者。皆悉斷壞即得解脱。

### 陀羅尼品

28 若不順我呪。惱亂說法者。頭破作七分。

29 如三阿梨樹枝。如下殺父母之罪上。亦如下庄油殃

斗秤欺誑人。調達破僧罪上。犯此法師者。

當獲三如是殃。

### 勸發品

30 若有レ人輕毀之言。汝狂人耳。空作是行。終無レ

所獲。如是罪報當三世無眼。

方便品の1の文は、三止三請の末、仏が甚深微妙の法

を説かんとされた時に、五千人の増上慢が立ち去った、

ということに対する理由である。ここでは「罪根深重」

という業因と、増上慢の不信の問題が取り上げられてい

る。仏の三度の制止の中では、増上慢の人々が仏の法を

聞いても信じない為、却って罪（大坑）に墮ちる危惧が

語られている。

譬喩の2・3・4は、法華經に背き違う十四謗法を説

く中に出てくる文である。十四謗法とは、憍慢・懈怠・

計我・淺識・著欲・不解・不信・嚮躑・疑惑・誹謗・輕

善・憎善・嫉善・恨善である。この用例の中で「罪報」

というのは、法華經に背き違ふ罪の報いである。ここに

もやはり、謗法罪と罪業論が見受けられる。日蓮聖人は

2の文を、法然の邪義或は諸師の謗法を正すべき經証と

してしばしば引用されている。例えば『守護國家論』で

は、「問云正源空誹謗法華經証文如何。答云法華經第

二云若人不能信毀謗斯經則斷一切世間種種經文。不信

相親令捨於法華經也。」(定一〇五頁)というよ

うに用いられている。その他『立正安國論』(定二二二

〜三・二二六頁)・『顯謗法鈔』(定二五五・二二六頁)

・『法門可被申様之事』（定四五五頁）・『如説修行鈔』（定七三四頁）・『富木殿御書』（定一三七二頁）等、多くの御書に引用が見られる。

譬喩品の5・6・7・10・11・12等の文中の「罪」の用例は、直接的には悪報（苦）を指している。その悪報（苦）に墮ちる根本的理由としては、やはり謗法の罪過があげられている。譬喩品の8・9に出ずる「罪人」の意味は、謗法罪を犯した人である。

次に信解品の13の「罪」の用例。ここでは「罪無くして囚執とらえらる」と表現されることから察せられる通り、一般的な悪いこと、即ち法律・道徳の規範に背く行為を「罪」と表現されているようである。故に、これは法華經が否定する罪の概念ということではない。

14番目、化城喩品の「罪業の因縁」という用例は、過去の悪業を指しており、業思想が基底に窺える。過去の罪業によって、現在は煩惱中最大悪たる邪見に住するようになり、それが未来には墮悪という悪果をもたらす原因たることが示されている。

法師品の17は、一劫という長い間常に仏を罵る罪が重いことを述べている。15では、その罪はまだ軽いとされる。16・18の用例はその理由である。即ち、たった一

言でも法華經を誦誦する者を罵することは、仏を罵る罪よりもっと重大だということである。これは、法華經受持者に対する誹謗の罪の重大さを指摘しているということが出来る。日蓮聖人は、『守護国家論』（定一〇五頁）・『四恩鈔』（定二四〇頁）等でこの文を引用されている。『撰時抄』では意を取って、「教主すく積尊たか記云、末代惡世に法華經を弘通するものを惡口罵言等せん人は我を一劫が問あだせん者の罪にも百万億倍すぎたるべしとかせ給へり。」（定一〇一八頁）と述べておられる。

提婆品の19では、仏は罪と福の実相を深く究めておられると語られる。ここから、衆生において逃れることができなかつた「罪」が、仏においては実相を究め尽くすことによって解消されていることを知ることが出来る。

涌出品の20では、信受しないこと、法を破すことが、罪業の因縁となると述べられている。

寿量品の21は、良医の譬の中に出ずる一文である。ここでは、病子に良薬を服せしむる為に「汝等の父は即ち死せり」と使に嘘をつかせたことが罪にならぬのと同様、仏が衆生を眞実に入れるために、方便をもって「滅度すべし」ということは虚妄の罪とならないと語られる。こ

れは、道徳的罪悪感を通じて、仏の慈悲を示したものと  
いえる。

寿命品の22では、煩惱に囚われて、仏の常住の浄土を  
見ることができない一般の人間を総括して、「罪の衆生」  
と表現されている。そして、この不見を「悪業の因縁」  
と表現され、それが業となって仏・法・僧の三宝に出会  
うことができないことが語られる。

不軽品の23では、悪口・罵詈・誹謗という、法華經受  
持者に対する謗法を罪と見做している。24では、四衆が  
瞋恚の意を以て不軽を軽賤したことを罪と見做し、二百  
億劫もの間三宝にあわず、千劫の間阿鼻地獄に墮ちて大  
苦悩を受けたことを、罪を償うことになったと表現され  
ている。

次に不軽品の25であるが、ここでは、受難によって自  
身の過去の罪業を償うことができることが示されてい  
る。即ち、不軽は礼拝行をして悪口・罵詈を受けたがそ  
れを耐え忍んだ為、不軽自身の凡夫たりし頃の様々な罪  
を消滅することができた、ということである。この罪業  
観と受難滅罪思想は、日蓮聖人に多大な影響を与えてい  
る。聖人は、『転重輕受法門』・『開目抄』・『佐渡御  
書』等で、「其罪畢已」の文を引用し解説されている。

(1) 不輕菩薩の悪口罵詈せられ、杖木瓦礫をかほるも、

ゆへなきにはあらず。過去の誹謗正法のゆへかかみ  
へて、其罪畢已と説て候は、不輕菩薩の難に値ゆへ  
に、過去の罪の滅かかみへんべり（『転重輕受法  
門』定五〇七頁）

(2) 不輕品云其罪畢已等云云。不輕菩薩は過去に法華經  
を謗給ふ罪身に有ゆへに、瓦石をかほるとみへたり。  
（『開目抄』定六〇〇頁）

(3) 日蓮も又かくせめ（書）らるるも先業なきにあらず。  
不輕品云其罪畢已等云云。不輕菩薩の無量の謗法の  
者に罵詈打擲せられしも先業の所感なるべし。何に  
況や日蓮今生には貧道下賤の者と生れ、旃陀羅（漁  
者）が家より出たり。心こそすこし法華經を信たる  
様なれども、身は人身に似て畜身也。……又過去の  
謗法を案ずるに誰かする。勝意比丘が魂にもや、大  
天が神にもや。不輕輕毀の流類歟、失心の余殘歟。  
五千上慢の眷屬歟、大通第三の余流にもやあるらん。  
宿業はかりがたし。我今度の御勘氣は世間の失一分  
もなし。偏に先業の重罪を今生に消して、後生の三  
悪を脱れんずるなるべし。（『佐渡御書』定六一四  
頁）

『佐渡御書』には、更に、

当世の王臣なくば日蓮が過去謗法の重罪消し難し。

日蓮は過去不軽の如く、当世の人人は彼輕毀の四衆

の如し。人は替れども因は是一也。(定六一七頁)

の文がある。ここからは、聖人の罪認識・罪業観が、この不軽品のそれと全同であったことが窺われる。

ところで、不軽品の25の文中に「諸著法衆皆蒙<sup>ル</sup>菩薩教化成就<sup>シ</sup>令<sup>レ</sup>住<sup>ニ</sup>仏道<sup>ニ</sup>」という説示がある。これは、不軽の礼拝が、人々をしてかえって悪口罵詈せしめたが、それが縁となり不軽に帰依するに至り、教化が成就することになったということである。これは罪を人々に犯させることが、かえって成仏の種を植えつけることになるということであり、日蓮聖人の折伏に影響を及ぼすものである。不軽の二十四文字と、自身の妙法五字とを意同<sup>シ</sup>として下種する思想は、『顯仏未來記』(定七四〇)一頁)・『曾谷入道殿許御書』(定八九六頁)等に出ずる。

次に、普門品の26・27であるが、ここでの「罪」は世俗的一般的罪を指しているようである。その罪の内容については別に言及されていない。

次に陀羅尼品の28・29であるが、この中に示される殺

父母罪・破僧罪は五逆罪に含まれる大罪である。ここでは法華經の説法者を悩乱する罪は、それに匹敵する重罪であることが示されている。

次に勸養品の30の用例である。ここでは、法華經を受持する者を輕毀すれば、世々に眼が無くなり、更に過患を出せば実であっても不実であっても現世に於て白癩の病を得、若しこれを輕笑すれば、諸の重病にかかるであろうと示されている。これは、法華經受持者への謗法罪を誡めるものである。

以上、法華經に出ずる「罪」の用例を中心に、罪の概念を探ってきた。法華經では、罪は概ね「法華經を信受しないこと」・「法華經受持者を誹謗すること」等の概念で用いられていることが知られた。また、その罪は、業思想によって未來に対しては惡業の因縁となり、過去を顧みれば自己が無始以來積み重ねてきた宿業であったということが明らかになった。

さて、法華經で大罪と見做される「誹謗」であるが、勸持品の偈文には、その誹謗者の実態とも言うべきものが示されている。

- (1) 有<sup>シ</sup>下<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>無<sup>智</sup>人<sup>ハ</sup>惡<sup>ク</sup>口<sup>ヲ</sup>罵<sup>リ</sup>詈<sup>シ</sup>等<sup>ヲ</sup>及<sup>シ</sup>加<sup>ニ</sup>三<sup>ノ</sup>刀<sup>ノ</sup>杖<sup>ノ</sup>者<sup>ト</sup>上<sup>ト</sup>
- (2) 惡<sup>ク</sup>世<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>比<sup>丘</sup>邪<sup>智</sup>心<sup>ヲ</sup>詔<sup>曲</sup>未<sup>レ</sup>得<sup>謂</sup>爲<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>我<sup>ハ</sup>慢<sup>心</sup>充<sup>滿</sup>



(3) 或有<sub>ハ</sub>阿練者<sub>ニ</sub>納衣<sub>ニシテ</sub>、在<sub>ニ</sub>空閑<sub>ニ</sub>、自謂<sub>テ</sub>行<sub>ニ</sub>真道<sub>ノ</sub>、輕<sub>ニ</sub>賤<sub>スル</sub>人<sub>間</sub>者<sub>ヲ</sub>、貪<sub>ニ</sub>著<sub>スル</sub>利養<sub>ニ</sub>、故<sub>ニ</sub>与<sub>ニ</sub>白<sub>ニ</sub>衣<sub>ニ</sub>、説<sub>レ</sub>法<sub>ヲ</sub>、為<sub>ニ</sub>世所<sub>ニ</sub>恭敬<sub>ス</sub>、  
如<sub>ニ</sub>六通羅漢<sub>ニ</sub>……

これ等は、法華弘通に敵対する傲慢な人々である。『法華文句記』では、(1)を俗衆増上慢、(2)を道門増上慢、(3)を僭聖増上慢と呼び、(3)の僭聖増上慢を最も甚しく、また識り難いとしている。日蓮聖人は、これ等の人々を「三類の敵人」(『寺泊御書』定五一頁・『開目抄』定五九三頁・『如説修行鈔』定七三二頁)・「三類の怨敵」(『開目抄』定五九三頁・五九八頁)・「三類の強敵」(『如説修行鈔』定七三二頁)等と称して重大視されている。『開目抄』では、これ等の人々が当世においては具体的に誰であるのかを究明されている。即ち、

第一の有諸無智人云者、經文第二の惡世中比丘第三の納衣の比丘の大檀那等と見へたり。……第二の惡世中比丘と指るるは法然等の無戒邪見の者なり。……第三、華洛には聖一等、鎌倉には良寛等ににたり。(定五九四〜五九六頁)

と述べられるのがそれである。

### 三

ところで、この法華經の中には、倫理的な罪惡に対する防止的記述はあまり見られなかった。あつても、衆生が犯している罪(不信・誹謗等)の防止の爲の譬喩的表現としてであつた。これは、法華經が仏教經典として説かれ、道徳的基準を逐一示す爲に説かれたものではないからである。これは、仏教が本來的に世間の善惡からの脱出、及び出世間における生死の克服を主眼としているからと言ふことができる。仏教において、地獄・餓鬼・畜生を三惡、修羅・人・天を三善と呼び、その上に四聖が説かれていることから、これは了解できるところである(註)。

さて、法華經における罪の概念を考える上で、どうしても欠かすことができないものがある。それは法師功徳品の、

諸所説法。隨<sub>テ</sub>其<sub>ノ</sub>義趣<sub>ニ</sub>。皆<sub>ニ</sub>与<sub>ニ</sub>実相<sub>ニ</sub>。不<sub>ニ</sub>相違背<sub>ス</sub>。若説<sub>ニ</sub>俗間經書<sub>ニ</sub>。治世語言。資生業等<sub>ヲ</sub>。皆順<sub>ニ</sub>正法<sub>ニ</sub>。という文である。これは、如来の滅後に法華經を受持する者が、世間の道徳論・政治論・經濟論等といった人間生活の實際上の法を説く場合、仏の正しい法と一致するように説けということである。ここでは、世俗的な倫理は法華經に包括され、そこから今度は宗教倫理として出

てくることが窺われる。日蓮聖人は、『観心本尊抄』で「天晴地明。識<sup>ル</sup>法華<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>可<sup>ク</sup>得<sup>ル</sup>世法<sup>ニ</sup>歟。」(定七二〇頁)と言われたが、これはこの法師功德品の文を想起して言われたものである。ちなみに、この文は『一代聖教大意』・『事理供養御書』・『檀越某御書』等で引用され「外典開會之文」(定七四頁)・「やがて世間の法が仏法の全体」(定一二六三頁)・「御みやづかい(仕官)を法華經とをぼしめせ」(定一四九三頁)等と述べられている。これ等は、聖人の事の一念三千の思想から導き出されるべき表現である。この様に考えると、『本尊抄』で「天晴地明。識<sup>ル</sup>法華<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>可<sup>ク</sup>得<sup>ル</sup>世法<sup>ニ</sup>歟。」と述べられた直後に、「不<sup>レ</sup>識<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>念<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>千<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>仏起<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>慈悲<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>字<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>裏<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>珠<sup>ニ</sup>令<sup>レ</sup>懸<sup>ニ</sup>末<sup>ニ</sup>代<sup>ニ</sup>幼稚<sup>ニ</sup>類<sup>ニ</sup>」(定七二〇頁)と語られた理由が了解されてくる。聖人においては、世法は一念三千妙法五字から始まるのである。

#### 四

日蓮聖人の罪認識は、法華經の罪の用例が不信・誹法を中心とした業論であったのと同様、常に誹法の罪が問われ、過末の宿業思想として述べられている。これは、先に不輕品の「其罪畢已」の聖人の引用に関連して述べ

た通りである。しかし、この罪認識は、聖人の出家の動機と関わる所が大きいと言わねばならない。

もともと、聖人の出家の動機は生死を離れる身となること<sup>(13)</sup>であり、求道習学の目標は仏教を極めて成仏し恩ある人をたすけること<sup>(14)</sup>であった。それ故聖人が、『大無量壽經』弥陀の第十八願の中の「唯除<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>逆<sup>ニ</sup>誹<sup>ニ</sup>謗<sup>ニ</sup>正<sup>ニ</sup>法<sup>ニ</sup>」の文に注目されたことは当然な成行きであろう。聖人の、五逆誹法に対する考え方は、『南条兵衛七郎殿御書』の、

五逆をばおかさざれども五逆に似たる罪又日日におかす。又十悪五逆にすぎたる誹法は人毎にこれあり。(定三二二頁)

の文に端的に示されている。これは、

このごろ末法にいれりといへども、いまだ百年にみたく、われら罪業おもしといへども、いまだ五逆をつくらず<sup>(15)</sup>

一。誹謗正法は、五逆のつみにおほくまさりと申候は、ま事にて候か。答。これはいと人のせぬ事にて候<sup>(16)</sup>。

と考えられた法然上人の罪認識と根本的に相違する点である。日蓮聖人は、衆生は五逆誹法の罪を犯していると

考えられ、法然上人は犯さないと考えていたのである。

さて、『一代聖教大意』に

実、悪人善人外道凡夫方便之權行真実教うち思なして  
すぎし程、法華経来方便ありけり、実見思無明断ざ  
りけり、往生せざりなんと覚知也。(定七三頁)

という文がある。爾前経では真実の修行と違って方便的な修行をしてきたが、それは法華経では、見思無明の惑も実には断じておらず、往生もしていないと知ることになるということである。これは、「悪滅煩惱断」・「煩惱断九界厭」(定七三頁)という修行の姿勢は、凡夫には実は不向きであり、また不可能であるということである。まさに凡夫、即ち理性的人間の限界を感じさせると同時に、「凡夫身仏具」(定七三頁)という仏の慈悲の手の中にか救いが無いことを物語るものである。これは本抄以後、聖人が爾前経での持戒に対して、否定的表現をとられる理由であることができる。聖人における戒の否定は、次の文等に見られる。

(1) 十悪五逆を造れる者なれども、法華経に背事なければ、往生成仏は疑なき事に侍り。(『月水御書』定二九〇頁)

(2) 像法千年の後は末法万年。持戒もなし破戒もなし、

無戒者のみ国に充滿せん。(『南条兵衛七郎殿御書』

定三三二頁)

(3) 彼謗法比丘雖持戒也、墮三無間。正法の大俗は雖破戒也、成仏無疑。(『祈禱経送状』定六九〇頁)

(4) 叡山の円頓戒者又慈覚の謗法に曲られぬ。彼円頓戒も迹門の大戒なれば今の時の機にあらず。(『下山御消息』定一三四四頁)

(5) 今の代に地獄に墮ものは悪人よりも善人、善人よりも僧尼、僧尼よりも持戒にて智慧かしこき人々の阿鼻地獄へは墮候也。(『種々物御消息』定一五三〇頁)

日蓮聖人は、小乗戒のみでなく、大乘円頓戒までも否定されている。ところで、法華経安楽行品には、法華経の戒とも言うべき、初心の菩薩の悪世における弘経方軌四安楽行が説かれている。しかし、聖人は、

無智悪人の国土に充滿の時、是れは摂受を前とす。安楽行品のごとし。邪智謗法の者、多時折伏を前とす。常不輕品のごとし。(『開目抄』定六〇六頁)

と述べられ、更に今の日本国においてはむしろ折伏であるとして、安楽行を退けられている。けれども、聖人の内証においては必ずしも安楽行は否定されていない。というのは、『開目抄』では摂受・折伏が問題にな

る直前に、「我法華經の信心をやぶらずして、靈山にま  
りて返てみちびけかし」(定六〇五頁)と述べられる。  
これは、

如是之人。則為大失。如來方便。隨宜說法。不  
聞不知不覺。不問不信不解。其人雖不問。不  
不信不解。是經。我得阿耨多羅三藐三菩提時。  
隨在三何地。以神通力。智慧力。引之令得。

住是法中。(安樂行品)

という誓願安樂行の精神である。「開目抄」では、この  
誓願安樂行の意識が、聖人に撰受・折伏の見解を述べさ  
せるに至ったと見るべきであろう。聖人は安樂行の心  
内に収め、折伏行を行じたのである。

さて、『四信五品鈔』には、

仏正制止戒定二法一向限慧一分。慧又不堪以  
信代慧。信一字為詮。不信一闡提謗法因信慧因名  
字即位也。(定一二九六頁)

という一文がある。聖人は名字即の信のみを重視された  
のであるが、それは『本尊抄』では「妙法五字の受持」  
と述べられていた。聖人において如來の願を紹繼する受  
持行が真に行ぜられる時、傲慢(徳・權力・知識)の罪  
が消えることとなった。

聖一・良觀等の批判(17)の中には、勸持品にいう阿練  
若住者・僭聖増上慢の傲慢さ、即ち徳の傲慢の否定が窺  
われる。また、幕府への三回の諫暁は權力不正の否定で  
ある。ここには權力の傲慢さを見抜いていた聖人の姿が  
ある。また、『開目抄』に、

日蓮が法華經の智解は天台伝教には千万が一分も及  
ぶ事なけれども、難を忍び慈悲すぐれたる事をそれ  
をもいだけぬべし。(定五五九頁)

という文があるが、ここには知識の傲慢ささえも見られ  
ない。あるのは、妙法五字の受持によって本仏に懷かれ  
本仏の表現としての慈悲を行じている聖人の姿なのであ  
る(18)。

聖人の法然批判は異常に思える程多いが、それは聖人  
の罪認識からすれば当然のことであった。というのは、  
法然上人は凡夫の愚悪を罪として意識して弥陀にすがろ  
うとしたが、そこには

觀經等の猶華嚴・般若經等に及ざる小法を本として  
法華經を觀經に取入て、還て念仏に対して闍拋閉捨  
(『開目抄』定五九五頁)

して随自意經を捨て、愚惡の衆生にあう經を自分で選ん  
だという傲慢さが残されていたからである。

以上、法華經における罪の概念を中心に、日蓮聖人の罪認識を考察してきた。しかし、聖人の日常生活における罪認識、及び滅罪の論理は十分に言及できなかった。これ等は今後の機会に譲りたい。また、聖人の法然批判の考察、親鸞の罪認識との比較等は今後の課題とするところである。

註

- (1) 「釈尊、因行果徳、二法妙法蓮華經、五字具足。我等受持此五字、自然讓与彼因果功徳。」(『昭和定本日蓮聖人遺文』七一頁、以下「定」と略称する)
- (2) 拙稿「受持讓与段における『受持』についての一考察」(『日蓮教学研究紀要』第三号所収) 参照
- (3) 「邂逅」と「自己の放棄」については、亀井勝一郎著『愛の無常について』で、深く考察が加えられている。
- (4) 小口偉一・堀一郎監修 五五六頁
- (5) 右同
- (6) 金子武蔵編『現代倫理事典新しい倫理』罪の項参照
- (7) 世界の名著40『キルケゴール』所収 二七五頁
- (8) 五五七頁取意
- (9) 平川彰稿「原始仏教の倫理」(壬生台舜編『仏教の倫理

思想とその展開』所収) 二七頁

(10) 第二卷一三九七頁

(11) 例えば『守護國家論』定九八・一二四頁、『開目抄』定五八四頁等

- (12) 『摩訶止観』の正修止観、大乘の思議境を明す段に次の文がある。「もし心はこれ有なりと観ずれば、善あり悪あり、悪はすなわち三品ありて、三途の因果なり、善はすなわち三品ありて、修羅・人・天の因果なり。この六品を觀するに無常生滅す。能觀の心もまた念念に住せず、また能觀所觀、ことごとくこれ縁生なり、縁生即ち空、ならびにこれ二乘の因果の法なり。もしこの空有の二辺に墮落して空に沈み有に滯るを觀じて、大慈悲を起して仮に入つて物を化す。実には身なけれども仮に身を作し、実には空なけれども仮に空を説いてこれを化導するは、すなわち菩薩の因果の法なり。この法の能度所度を觀するに、みなこれ中道実相の法にして畢竟清浄なり。誰か善、誰か悪、誰か有、誰か無、誰か度、誰か不度ならん、一切の法ことごとくかくのごとし。これ仏の因果の法なり。」(岩波文庫『摩訶止観』上二七九〜二八〇頁)
- (13) 「生死を離時は必此重罪けしはてて出離すべし」(『開目抄』定六〇二頁)。「人の寿命は無常也。……先臨終の事を習て後に他事を習べし」(『妙法尼御前御返事』定一五三五頁)。「此度いかにもして仏種をもう(植)へ、生死を離るる身とならん」(『妙法比丘尼御返事』定一五五三頁)

以上の文等によって、聖人の出家の動機が生死を離れる身となることであったことが窺われる。しかしここで注意せねばならないことは、生死を離れる身となるという動機には、それ以前に自己の内面的契機がなければならぬということである。聖人は、自己の出自を「旃陀羅」であると、『佐渡御勤氣鈔』（定五一―一頁）・『佐渡御書』（定六一―四頁）等で意識的に表明されているのであるが、ここからは、旃陀羅の家に生まれたということに罪意識を持っておられたのではないかということが想起される。しかし、聖人の遺文にはこれを判断するに足る幼少の事蹟の記述が皆無に近く、また出自の問題も今なお残されているので、ここでは敢て不問とする。次下、山川智応著『日蓮聖人』の文を引用して、今後の考察の資助としたい。「若しただ累代の漁夫であったなら、その生活の業がいかに仏教で、旃陀羅業として賤められるとしても、世襲固定的社会の封建時代では、止み難い前世の業報として、あきらめの念仏を、時をり唱へるくらいが、精々のことだらうが、もと相当な武士だったものが、何等かの罪名に問はれ、流罪せられたものとする、悪業渡世に対する内心の悩みも深く、世の無常と流転生死といふことにも、相当の関心をもち、自然その子等にも、何等かの心理的影響を及ぼすであらう。……我等が悩みなど、申すもおろかの長き事、かかる事もこの娑婆世界、生き死にの世には常の事、過去の業報ぞなど教へられたとすれば、感じ深い純な情操をもつ少

- 年は、幼いながらも、成仏の種をも植ゑ、生死を出ずる身とならうと、漁村がござりてする、悪人正意の念仏を、自発的にも唱へるやうになつたのを、八九歳の頃と見ても、おそらく不自然とはいはれないではないか。」（三四―三六頁）
- (14) 「本より学文し候し事は仏教をきはめて仏になり、恩ある人をもたすけんと思ふ。」（『佐渡御勤氣鈔』定五一―〇頁）
- (15) 『往生大要鈔』（石井教道編『昭和重修法然上人全集』所収）六一頁
- (16) 『百四十五箇条問答』（右同所収）六五七頁
- (17) 『開目抄』定五九六頁
- (18) 『撰時抄』には、「問云、……大慢は仏教に明、ところの大慢にも百万億倍すぐれたり。……汝いかでか一閻浮提第一の智人となゆる……答云、……現に勝たるを勝たりという事は慢にて大功徳なりけるか。」（定一〇五六頁）という問答がある。ここからは、聖人の主張は一見傲慢には見えるがそれは仏の意志に随っているのであるから傲慢にはならないという、聖人自身の「傲慢」に対する見解を汲み取ることができる。